

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年9月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500059 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500010 号

第 1 結論

昭和 61 年 6 月 6 日から昭和 62 年 3 月 27 日までの期間について、請求者の A 県教育事務所（勤務先は A 県 B 小学校）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 62 年 4 月 4 日から昭和 63 年 3 月 27 日までの期間について、請求者の A 県教育事務所（勤務先は A 県 C 中学校）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 6 日から昭和 62 年 3 月 27 日まで
② 昭和 62 年 4 月 4 日から昭和 63 年 3 月 27 日まで

私は、請求期間①において A 県 B 小学校に、請求期間②において A 県 C 中学校に D 職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した辞令並びに請求者が勤務していたとする A 県 B 小学校及び A 県 C 中学校が所在していた区域の臨時的任用職員に係る事務を管轄する A 県教育事務所が提出した請求者に係る履歴書、退職手当計算内訳及び照会文書に対する回答によると、請求者は、請求期間①において A 県 B 小学校に、請求期間②において A 県 C 中学校に、それぞれ D 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 県教育事務所は、臨時的任用職員等の健康保険法及び厚生年金保険法の適用について定めた「臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱」を提出し、同要綱の実施日は昭和 63 年 4 月 1 日であり、当該実施前の期間である請求期間①及び②当時は、臨時的任用職員は厚生年金保険に加入していなかったため、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料の控除は行っていない旨回答している。

なお、A 県教育委員会の事務担当者は、A 県内の市町村立の小中学校については、「臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱」に定めたとおり、各学校単位では厚生年金保険の適用事業所にはなっていない旨陳述しており、オンライン記録においても、A 県 B 小学校及び A 県 C 中学校が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。